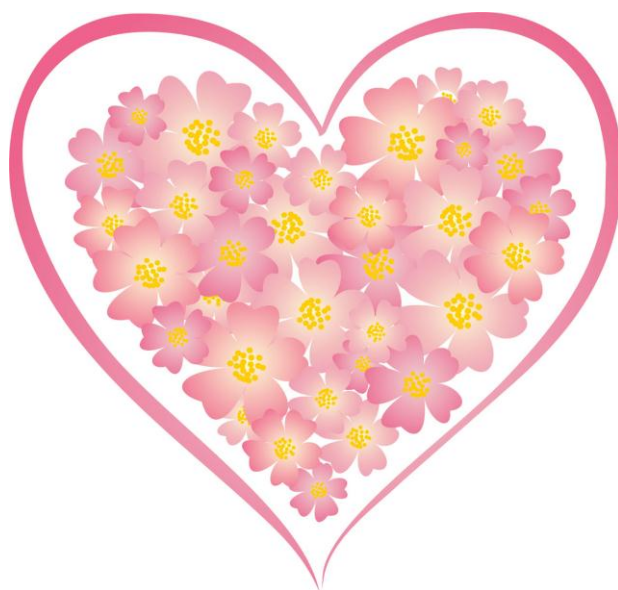


性に関する指導

Q&A



平成25年2月

島根県教育委員会

Q 1

「島根県性に関する指導の手引」の中の計画例に準じて行わなければならないのでしょうか？

A 1

この手引の中で提示している各校種の指導計画例はあくまでも参考例ですので必ずしも計画例の通りに行う必要はありません。

実際には、学校の教育目標や“めざす子ども像”を実現するために、学習指導要領（関連教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動等）の内容をふまえ、「児童生徒の発達段階や実態」「教職員の共通理解」「保護者の理解」等に配慮して行います。従って、計画例が全ての学校にあてはまるとは限りません。

年間指導計画の立案においては、性に関する指導の目標（P6 参照）とも照らし合わせ、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の内容を関連づけて必要な内容を選択し、指導学年や時期、時数などを検討してください。

※文中の参照ページについては全て「島根県性に関する指導の手引」を指します。

Q 2

狭義の性教育と広義の考え方それぞれのねらいは何ですか？

A 2

狭義の性教育は、直接性に関連する事柄を内容とするもので、性器の構造や名称等、科学的な理解を目的とした教育です。それに対し、広義の考え方は科学的な部分だけでなく、児童生徒の発達段階に応じ、また実態に即して望ましい人間関係の育成、生命や人格の育成など「人格の完成」をめざすことを目的にしているものです（P4～P8 参照）。内容については、学習指導要領に示されています（P5 参照）。

Q 3

校内体制で性に関する指導を進めていくためには、具体的にどのようなことから取り組めばよいのでしょうか？

A 3

性に関する指導を校内体制で取り組むためには、管理職のリーダーシップの下で次のように体制づくりを進めるとよいでしょう。

- ・ 性に関する指導の推進組織を構成し、校務分掌に位置づけるとともに、この取組の舵取り役となる「性に関する指導の担当教員」を置くなどの推進体制を整備する（担当教員の役割としては、各種計画を立案したり、計画的に指導がなされるよう、学年間や学級間の情報収集や調整にあたることなどが考えられます。）。
- ・ 推進組織を中心に、学習指導要領の趣旨、および児童生徒の発達段階や学校や地域の実態等をふまえて全体計画や年間指導計画を作成する。
- ・ 自校の性に関する指導計画について、校内の教職員の共通理解を図るとともに、学年間や学級間で連携をしながらPDCAサイクルをふまえて実践・評価する。

Q 4

性に関する指導は、低学年からの積み上げが大切だといわれていますが、どのような考え方で進めたらよいのでしょうか？

A 4

「たいせつなからだ」「自分を守ろう」(P17(2)指導計画例参照)などの科学的な知識に関する内容は、学年が進むにつれて増やしていきますが、「ともだちいっぱいおもいでいっぱい」「かぞくっていいな」(P17(2)指導計画例参照)などの望ましい人間関係の築き方や生命の尊重など性に関する指導の基礎となる内容は、小学校低学年から高等学校を卒業するまで継続して指導することが大切です(P4「性に関する教育の概念」参照)。

また、小中一貫教育の中で、小中のつながりのある指導を実施することが望まれます。

指導計画については、P17に示されている指導計画例は一例ですので、この指導計画にこだわらず、学校の実態に応じて指導計画を立てて進めてください。

Q 5

小学校の低学年では特に指導用語に悩みますが、どのように扱えばよいのでしょうか？

A 5

小学校低学年では、一斉指導において児童の発達段階に応じて自他の体の大切さや誕生の喜び等を学びます。そのなかで性器、生殖の仕組み、妊娠等に関する用語を使う場合は、指導のねらいはもとより、児童の実態や理解能力等をふまえながら検討する必要があり、専門的な名称を使う必要はないと考えます。

個別指導の必要がある場合は、児童に理解しやすい言葉で説明するとよいでしょう。

なお、第4学年以降では学習指導要領に則り二次性徴や生殖機能の成熟について学習する段階に入ります。第4学年の体育・保健領域で「卵巣」「精子」「ちつ」「いんけい」等、第5学年の理科で「受精卵」「子宮」「たい児」「へそのお」等をそれぞれ使って学習するため、学級活動等における性に関する指導では、これらの用語を使用することが考えられます。



Q 6

小学校におけるエイズの取扱いはどのようにしたらよいのでしょうか？

A 6

小学校では、エイズを感染症の一つとして触れることはできてもエイズだけを取扱った保健学習を行うことは困難です。

小学校第6学年の体育・保健領域「病気の予防」において、教科書中に感染症の一つの事例としてエイズについての記載はあります。しかしながら、感染症として正しく理解させるためには、感染経路について指導する必要がある、エイズの主な感染経路が性的接触であることは、学習指導要領では中学校の保健体育・保健分野で扱うことになっています。

ただし、偏見や差別をなくすという視点から、学校の実情に応じた人権・同和教育や道徳のなかでエイズを取り扱うことは可能です。

Q 7

児童生徒の知識面や行動面の実態として二極化の傾向がありますが、どのように指導を進めたらよいのでしょうか？

A 7

児童生徒の心身の発達や、性に関する情報の質・量については個人差があるため、事前の調査や日常の観察、面談などから「性に関する知識および理解の程度」「性行動についての意識、実態」などを把握する必要があります。

その上で、各教科において指導すべき内容や、特別活動(学級(HR)活動、学校行事など)で取り上げる内容から、集団で一律に指導する内容と、個々の児童生徒の抱える問題に応じ個別に指導する内容の区別を明確にする必要があります。そして集団指導と個別指導を相互補完的に実施するとよいでしょう。

なお、個人の課題に対する個別指導を行う場合、学校だけで対応できないケースに対しては、関係機関と連携することで、より効果的な指導につながると考えられます。



性に関する指導は、各学校の教育活動全体を通じて実施されるべきものであり、このことは複式学級を有する学校においても同様です。しかし、複式学級での学習指導は、単式の学級とは異なった指導形態や指導方法をとらなければならないことが多く、各教科等の目標を明確にし、地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性を踏まえた独自の指導計画を作成しなければなりません。具体的に、指導計画を作成する上で留意すべき点について、次のようなことが考えられます。

○学年別指導と同単元指導では、どちらがより効果的な指導ができるか。

○学年別指導を行う場合、児童の学びをどのように確立していくか。

【例】

- ・児童一人一人に学習の見通しをもたせたり、学び方を身につけさせたりする。
- ・養護教諭をはじめ、他の教職員と連携した複数での指導体制を組む。 等

○同単元指導を行う場合、学年差や教科等の特性や系統性にどのような配慮をするか。

【例】

- ・学年差や児童の実態に応じた指導が行えるよう、校内体制の中で教材開発や指導方法の検討・改善を積極的に行う。
- ・A、B年度に分けた指導計画を作成する際には、各教科等の指導計画との整合性を図る。 等

○複式学級の利点が活かされる内容になっているか。

【例】

- ・少人数のよさを生かして、体験的な活動や自己表現の場を多く取り入れる。
- ・上学年と下学年のかかわりを生かした学習活動の充実を図る。 等



Q9

特別支援学校(学級)における性に関する指導はどのように進めていけばよいでしょうか？

A9

特別支援学校(学級)においては、身の回りのことを自分で行うことが困難であったり、理解力の個人差が大きかったりなど障がいの状態等によって違いがあります。そのため、障がいの種別や状態、特性に応じて、各教科、道徳、特別活動、各教科等を合わせた指導や自立活動において、個に応じた課題が達成できるように指導する必要があります。また、個別の教育支援計画や個別の指導計画と連動させながら個の教育的ニーズに沿った指導を進めていくことも大切です。その際、保護者と連携をとりながら、指導内容についての理解と協力を得ることも重要です。

教材・教具についても、障がいの種別や個に応じて配慮することが必要であり、絵図や模型、視聴覚教材などを用い、児童生徒がイメージしやすいように工夫することが必要です。

Q10

教科用図書以外の教材を扱う場合は、どのようにすればよいでしょうか？

A10

学校教育法等において、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等において、「教科用図書以外の図書その他の教材で、有益で適切なものは、これを使用することができる。」と定められています。教科用図書以外の教材については、教科等の指導目標、指導内容、児童生徒の実態などに即して、適切なものを精選して利用することが大切です。



【島根県「性に関する指導」推進連絡協議会委員】*は島根県「性に関する指導」普及検討委員を兼ねる

河野 美江	島根大学健康管理センター	准教授
原 正子	島根県助産師会	会長
荊尾 玲子	安来市立母里小学校	校長
井筒 泰世	松江市教育委員会 学校教育課	指導主事
山根 由利	島根県養護教諭研究連絡協議会	会長*
松井 浩美	松江市立第四中学校	養護教諭*
上田 亜由美	松江市立第一中学校	教諭*
曾田 和男	松江市立大庭小学校	教諭*
大羽 康子	津和野町立津和野小学校	養護教諭*
眞邊 玲子	島根県健康福祉部青少年家庭課児童・家庭相談支援スタッフ	企画幹
岩野 真保	島根県健康福祉部健康推進課母子・難病支援グループ	企画員
下岡 光子	島根県教育センター	指導主事*

なお、島根県教育庁保健体育課においては、次の関係者が編集にあたった。

荒瀬 幸子	島根県教育庁保健体育課健康づくり推進室	室長
藤江 勲	島根県教育庁保健体育課健康づくり推進室	企画幹
吉谷 不美男	島根県教育庁保健体育課健康づくり推進室	指導主事
藤原 利恵	島根県教育庁保健体育課健康づくり推進室	指導主事